

## 関西医科大学教職員等の公的研究費に関する行動規範

本学の公的研究費の適正な管理運用を目的として、本学における公的研究費の使用に係わるすべての者（以下「教職員等」という。）が遵守すべき行動の規範をここに定める。

第1条 教職員等は、公的研究費が国民の税金等で賄われていることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。

第2条 教職員等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守するとともに、常に説明責任を果たすべく行動しなければならない。

第3条 教職員等は、公的研究費における研究活動を誠実にを行い、研究に係るデータを厳重に取り扱うとともに、データのねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わないことはもとより、それらに加担してはならない。

第4条 研究者は、研究者が所属する機関による公的研究費の管理が必要であるという原則を自覚して行動しなければならない。

第5条 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動しなければならない。

第6条 教職員等は、取引業者との関係において、社会に対して疑惑や不信を招くことがないように公正に行動しなければならない。

第7条 教職員等は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に対して深刻な影響を及ぼすこと、更には公的研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態となることを十分に自覚し、教職員等が協力して不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。

(制定平成27年2月1日)

以上